

第2章 地震災害予防計画

災害発生 of 未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、点検等について定める。

第1節 防災体制の整備

第1 町の防災組織

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

【留意点】

- 職員へのマニュアル等の徹底
- 関係課の連携
- 男女共同参画による防災体制

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 町の防災体制整備2 町の活動体制の整備3 防災関係機関の活動体制の整備 |
|---|

1 町の防災体制整備【町、防災会議、災害対策本部、西南広域消防本部、消防団】

(1) 八千代町防災会議

- 八千代町地域防災計画の作成及び実施の推進、地域の防災に関する重要事項を審議するため法の規定に基づき設置する。
- 男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(2) 八千代町災害対策本部

- 町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めた場合、防災活動を行うため法の規定に基づき設置する。

(3) 西南広域消防本部、消防団

- 消防組織法に定めるところにより、災害を予防・警戒及び鎮圧するための消防活動に従事する。
- 消防施設・設備の整備・点検を実施し、有事の際の即応体制を確立する。

2 町の活動体制の整備【町】

(1) 活動体制の整備

- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に行えるよう、日頃から研修会等を実施する。

(2) 災害対応マニュアル等の整備

- 本計画に基づき初動活動や各課の行う応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成する。

(3) 業務継続計画(BCP)の策定

- 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制を定める。
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定する。
- 電気・水・食料等の確保及び災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。
- 災害応急対策等の実施に必要となる重要データの保全並びに非常時優先業務の整理について定める。

(4) 計画的な地震防災体制の推進

- 町の地震対策を計画的に推進するため、県の「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」と連携を図る。

3 防災関係機関の活動体制の整備【町、防災関係機関】

- 災害応急対策活動を円滑に行うため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確化する。
- 地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を整備する。
- 人命に関わる重要な施設、電気及び通信等のライフライン施設については、早期復旧できるよう体制等の強化を図る。
- 災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう緊密な情報交換を進める。
- 研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関との連携体制を整備する。

第2 防災組織等の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していく。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていく。さらに、相互応援協定の締結等により、広域的な連携を強化して防災体制の万全を図る。

【留意点】

- 地域性への考慮
- ボランティアの活用
- 広域的で具体的な連携
- 平時からの連携
- 実効性の確保

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 自主防災組織の育成強化2 事業所防災体制の強化・連携3 ボランティア組織との連携4 企業防災の推進5 相互応援体制の整備 |
|--|

1 自主防災組織の育成強化【町、自主防災組織】

○町は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

○研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 普及啓発活動の実施【町】

○防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等による啓発を図る。

(2) 自主防災組織の編成【町】

○町民が協力して自分たちの地域を災害から守るという連帯感に基づき、行政区単位、あるいは当該地域の実情に応じた規模において編成する。

○自主防災組織には、組織を取りまとめる会長、その下の活動班（情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食・給水班）ごとに班長を配置する。

○既存の自衛消防団組織を積極的に活用し、活動の充実、強化を図るとともに、組織がない行政区等においては、行政区活動の一環として自主防災体制の整備を指導する。

○地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

○各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い、女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進する。

(3) 自主防災組織の活動内容【自主防災組織】

① 平常時の活動

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成を図る。
- 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等に努める。
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練を実施する。
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等を行う。
- 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認を行う。

② 災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- カ 要配慮者の安全確保等

(4) 協力体制の整備【町】

- 町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会等の組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援【町】

- 町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(6) リーダーの養成【町】

- 町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化・連携【町、消防機関、危険物取扱事業所等】

(1) 防火管理体制の強化

- 学校・病院・商業施設等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行い、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。
- 複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

- 危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。
- 高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。
- 消防機関は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 ボランティア組織との連携【町、町社会福祉協議会】

(1) 一般ボランティアの担当窓口の設置

- 町は、災害発生におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。
- 町社会福祉協議会は「受入窓口」となり、円滑なボランティア活動が行えるよう被災者ニーズの集約体制等の機能を整備する。
- 町や町社会福祉協議会はホームページ等で広く町民に周知する。

(2) 体制の強化と応援体制の確立

- 町と町社会福祉協議会間における相互応援協定の締結を進める。

(3) 一般ボランティアの養成・登録によるコーディネート機能の強化

- 町社会福祉協議会は、災害時、災害ボランティアセンターにおける、ボランティアの受入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をする。
- 関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図る。
- 災害ボランティアセンターにおける業務
 - ア 町民のニーズに基づく活動先や人数及び活動内容等の調整
 - イ ボランティアの受入れ
 - ウ 県や他市町村社会福祉協議会との連携

(4) 災害ボランティア団体との連携

- 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、町社会福祉協議会及びNPO等との連携を図る。
- 災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。
- 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

(5) 災害ボランティアの活動環境の整備

① ボランティア活動の普及・啓発

- 町民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を図る。
- 学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。
- 地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・搬出方法等に係る広報・周知を進める。

②災害ボランティアの活動拠点等の整備

○平常時から活動拠点の整備に努め、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を図る。

③ボランティア保険への加入促進

○ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進やボランティア保険への加入者に対する助成を行う。

④被災者支援の迅速・適切な実施

○インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等、環境整備の推進を図る。

○ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

※「一般ボランティア」とは、①災害・安否・生活情報の収集・伝達、②避難者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）、③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）、④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）、⑤その他被災者の生活支援に必要な活動などを行うボランティア。これに対し「専門ボランティア」は、「医療」、「語学」、「アマチュア無線」に関するボランティアであり、県が担当窓口となる。

4 企業防災の推進【町、企業】

（1）事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

【企業】

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識する。
- 自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。
- 各企業において災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（BCP）を策定し、運用を図る。
- 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、想定被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

【町】

- 企業防災に資する情報提供や、事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等を支援する。
- 企業のトップから一般社員まで防災意識の高揚を図り、優良企業の表彰など各企業の防災に関する取組を積極的に評価する。
- 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- 町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等に積極的に参加する

よう呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 情報連絡体制の整備

○町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

【企業】

○災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内にとどめておけるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策を推進する。

○地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 相互応援体制の整備【町】

(1) 協定の締結

○町域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進する。

○既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを行う。

◎災害時における応援協定・・・資料編「災害時における相互応援等に関する協定一覧表」

(2) 応援要請体制の整備

○災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を図る。

○職員への周知徹底や、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

○応援職員の執務スペースの確保に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(3) 応援受入れ体制の整備

○応援要請後、他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに受援計画の策定に努める。

○職員への周知徹底や、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(4) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

○災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共的団体との協力体制の確立

○町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、発災時の応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。

○公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう支援し、相互の連絡を密にして災害時に

協力体制が十分発揮できるよう体制を整備する。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

① 応援要請に対応するための体制整備

- 被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備する。
- 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を整備する。
- 日常より研修及び訓練を実施する。

② 町の職員派遣に対応するための資料整備

- 各機関からの派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料の整備を進める。

第3 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

【留意点】

- 多様なネットワーク
- 業務継続性の強化
- 最新の情報通信関連技術の導入

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 町防災行政無線等2 消防無線3 災害時の通信優先4 情報通信設備の耐震化5 県防災情報ネットワークシステムの活用6 アマチュア無線ボランティアの確保 |
|---|

1 町防災行政無線等【町】

- 災害時の関係機関等との通信連絡が迅速、的確に行われるよう防災行政無線設備の充実を図る。
- 移動系無線機については、災害時だけでなく、平常時より防災、交通安全、パトロール等の日常業務における有効活用が図れるような設備の充実を図る。
- 無線の管理、運用、通話等についての、定期的な点検整備を進める。
- 災害時には様々なレベルの情報通信ネットワークが必要であり、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャル・ネットワーキング・システム、Ｌアラート、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用を図る。

2 消防無線【消防機関】

- 大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接の連絡調整が可能となるよう、いばらき消防指令センターと県防災情報ネットワークシステムで接続を図る。

3 災害時の優先通信【町】

- 東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話番号については、常時点検整備に努め、非常時の使用に支障のないようにしておく。

4 情報通信設備の耐震化【町】

(1) バックアップ化

- 中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等を進める。

(2) 非常用電源の確保

- 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。
- 発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化、免震化

- 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置化を進める。
- 特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

(4) サーバの負荷分散

- 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保を図る。
- サーバの負荷を分散する手段について、情報通信事業者等と調整を図る。

5 県防災情報ネットワークシステムの活用【町】

- 県防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理できるシステムであり、災害対策に関する情報の入出力は町で行うことができ、被害照会は全ての構成機関で行うことができる。
- 県防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。
 - (1) 気象情報(予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等)
 - (2) 被害情報(人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等)
 - (3) 県防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
 - (4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
 - (5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有
- 町は、防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等に活用する。

6 アマチュア無線ボランティアの確保【町】

- 災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

第1 防災まちづくりの推進

町民が安全に暮らせる都市環境づくりは町づくりの基本である。本町の都市空間の基調をなす自然環境の防災性に配慮した維持・継承に努めるとともに、地域・地区ごとの特性に応じたきめ細かな防災対策や機能強化のための市街地の整備の推進などを図る。

【留意点】

- 水・緑環境を踏まえた防災都市づくり
- 防災生活圈・防災拠点づくり
- 市街地整備による防災
- 自然災害等の防止対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 防災都市構造の形成2 災害に強い都市空間の整備3 自然災害等の防止対策の推進4 建築物の液状化被害予防対策5 応急危険度判定・被災宅地危険度判定体制の充実6 家庭における防災対策7 文化財等の保護 |
|--|

1 防災都市構造の形成【町】

(1) 防災に寄与するような水や緑地環境の形成

- 鬼怒川等の治水機能強化、遊水機能のある優良農地の保全を図る。
- 延焼防止機能、避難場所の機能のある基幹的公園の整備を図る。
- 役場庁舎周辺、グリーンビレッジ、西山工業団地、八千代工業団地等の防災機能を強化する。
- 国道や主要幹線道路の防災機能強化を促進する。

(2) 自主防災生活圈の形成【町】

- 近所や行政区などでの防災コミュニティづくりを推進し、自主防災生活圈の形成を図る。

(3) 防災拠点の整備【町】

- 生活の広がりや災害の種類に応じた防災拠点の整備を図る。
- 近隣防災拠点は公園等を活用する。
- 地区防災拠点は小学校、公園・広場とし、避難所としての機能や自主防災組織活動を支援する食料、飲料水、資機材等の備蓄を進める。
- 災害時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める。
- 災害対策拠点は役場庁舎とする。
- 災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておく。

2 災害に強い都市空間の整備【町】

(1) 市街地の防災機能の強化

- 市街地において準防火地域等の指定や建築物の不燃化誘導、オープンスペースの確保を図る。
- 幹線道路、生活道路、公園等の整備を推進する。
- 新市街地の計画的な整備を進める。

(2) 建築物の耐震化・不燃化の促進【町、町民等】

- 防災拠点である小中学校、役場庁舎の耐震化・不燃化を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電等の整備を推進する。
- 「八千代町耐震改修促進計画」に基づき、住宅や特定建築物の耐震化を促進する。

(3) 防災関連施設の整備【町】

- 避難路として幹線道路や主要生活道路を位置づけ、拡幅や沿道建築物の不燃化や消防水路の整備を促進する。
- 避難路沿道での落下物、広告物等の転倒対策、ブロック塀の倒壊防止等を促進する。

3 自然災害等の防止対策の推進【県・町】

- 雨水排水の放流先となる鬼怒川、山川等の整備と公共下水道(雨水)を整備する。
- 大型公共施設等における雨水貯留、道路等の透水性舗装などを進める。

4 建築物の液状化被害予防対策【町・町民等】

- 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱(中央防災会議 平成10年改定)」における対策は以下になっている。
 - ① 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
 - ② 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
 - ③ 大規模開発での液状化対策に向けた連携、調整
 - ④ 液状化による被害軽減のための調査研究

(1) 液状化予防対策

①液状化予防対策

- 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域の指定を行う。(根拠指定：建築基準法施行令第42条)
- 小規模建築物(階数が3階以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

②液状化対策工法

- 地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

【液状化対策】

- 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- 基礎杭を用いる。

5 応急危険度判定・被災宅地危険度判定体制の充実【県・町】

(1) 判定士の養成

- 応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の計画的な養成を促進する。

(2) 動員体制の整備

○地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、判定士への連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

6 家庭における防災対策【町民】

○広報紙等により、自宅において実施できる以下の安全確保対策を普及促進させる。

- (1) 家具等の固定金具、両開き扉の固定方法の普及促進
- (2) ガラス飛散防止フィルムの普及促進
- (3) 建物一体型収納家具の普及促進

7 文化財等の保護【国、県、町、文化財の管理者、専門機関】

(1) 文化財調書・画像資料の作成

○被災後に、文化財の復元や補修を行う際、その参考資料として図面や動画、写真等により被災前の状況を記録するなど、資料の蓄積を図る。

(2) 防災設備の整備

○文化財の倒壊や、火災による焼失、損壊等へ備え、自動消火装置の設置や倒壊防止対策を進める。

○併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

(3) 専門職員等の応援協力体制の整備

○平常時から、専門機関や他自治体の専門の知識を持つ職員との情報交換等により、災害時の応援協力体制を確立し、迅速な応急対策に備える。

第2 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、施設の被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

【留意点】

- 地域特性(地形・地質・地盤等)の考慮
- 耐震性の劣化への対策

- | |
|---|
| 1 道路施設の耐震化
2 河川管理施設の耐震化
3 農業用施設の耐震化 |
|---|

1 道路施設の耐震化【県・町】

- 本町の主要幹線道路は以下のとおりであり、これらの道路及び橋りょうにおける安全性を確保するため、耐震化を促進する。

【主要幹線道路】

- ア 国道125号 ・主要地方道結城坂東線 ・主要地方道筑西三和線
- イ 主要地方道つくば古河線 ・県道山王下妻線～県道高崎坂東線等 ・県道若境線

(1) 町管理道路の耐震性の向上

- 橋りょう部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- 町の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- 町の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備する。

2 河川管理施設の耐震化【県・町】

- 河川管理施設等の確保すべき耐震性の点検や、その耐震性向上の検討を行い適切な対応策を促進する。
- 浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良の優先的実施を促進する。
- 水防情報テレメータシステムの更新・充実を図り、出水時における水防活動に必要な河川水位、雨量及び河川監視カメラ等による情報を的確かつ迅速に収集・配信する。

3 農業用施設の耐震化【町、土地改良区等】

- 農業用水路関連施設について、耐震性等の点検を実施し、耐震化を推進するよう関係機関に要請する。

第3 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施する。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

【留意点】

- 被害想定調査
- 事前対策の重要性

- 1 上水道施設の耐震化
- 2 下水道施設の耐震化
- 3 電力施設の耐震化
- 4 電話施設の耐震化

1 上水道施設の耐震化【町】

○町は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 浄水場、配水場の補強

○浄水場、配水場の耐震化や自家発電設備を整備する。

(2) 配水施設の更新

○経年管等の耐震性に劣る管路の耐震管への計画的な更新を進める。

(3) 給水装置、受水槽の耐震化

○水道使用者へ給水装置や受水槽の耐震化を進める。特に、避難所や病院等防災上重要な施設について積極的に進める。

(4) 緊急時給水能力の強化

○緊急時の給水量を確保するため、非常用発電設備を設置する。

(5) 水源の確保

○飲料水兼用耐震性貯水槽など、災害により水道施設が被災した場合でも、町民に水を供給できる施設を整備する。

○町内の飲料水として使用している既存井戸について水質検査を進め、災害時に利用可能な水源を確保する。

2 下水道施設の耐震化【町】

○本町の下水道は、鬼怒小貝流域下水道事業関連の八千代町公共下水道事業と、農業集落排水事業があり、それぞれ部分的に供用開始をしている。

(1) 終末処理場の耐震化

○地震等により終末処理場が使用できなくなることがないように、耐震性の確保や自家発電設備の整備に努める。

(2) 管路の耐震性確保

○公共下水道汚水幹線及び枝管等の管路網について、耐震性に配慮した整備を進める。

3 電力施設の耐震化【東京電力パワーグリッド株式会社】

○電力施設は、過去の地震災害の記録をもとに、実際に地震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づき電気設備技術基準を順守する。

4 電話施設の耐震化【東日本電信電話株式会社、電気通信事業者】

○電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

（1）電気通信設備等の耐災性向上対策

○耐水、耐風、耐震、耐火構造化の推進等

（2）電気通信システムの信頼性向上対策

- ①主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- ②主要中継交換機の分散設置
- ③通信ケーブル地中化の推進
- ④大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
- ⑤電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦社内システムの高信頼化等

（3）重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ①重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ②災害等時のトラヒックコントロール
- ③疎通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

第4 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、町民の生命、財産の保全に努める。

【留意点】

- 地盤情報の一元化
- 地震後の警戒体制

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 地盤災害危険度の把握2 土地利用の適正化の誘導3 造成地災害防止対策の推進4 地盤沈下防止対策の推進 |
|---|

1 地盤災害危険度の把握【町】

(1) 地盤情報のデータベース化

- 地盤災害の危険度の把握に役立てるため、町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化を図る。

(2) 地盤情報の公開

- 上記により作成したデータベースの公開を進め、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用する。
- データベースを利用して、揺れやすさや液状化、浸水想定深などを組み合わせた複合型のハザードマップを作成し公開する。

2 土地利用の適正化の誘導【町】

- 「八千代町都市計画マスタープラン」の防災環境の整備方針に基づく安全を重視した土地利用を進める。

3 造成地災害防止対策の推進【県、町】

(1) 災害防止に関する指導、監督

- 都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地に発生する災害の防止を図る。
- 巡視等により違法開発行為の取り締まりや、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

- 宅地開発等に対し適切に指導を実施する。

【指導基準】

①人工崖面の安全措置

- 宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

②軟弱地盤の改良

○宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 地盤沈下防止対策の推進【県、町】

○一定規模以上の地下水採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図る。

第5 危険物等施設の安全確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高压ガス、火薬類、以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

【留意点】

- マニュアル等の作成
- 従業員への訓練・啓発

- | |
|----------------------|
| 1 石油類等危険物施設の予防対策 |
| 2 高压ガス及び火薬類取扱施設の予防対策 |

1 石油類等危険物施設の予防対策【県、町、西南広域消防本部、施設管理者】

- 危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導を実施する。
- 危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進する。

(1) 施設の保全及び耐震化

- 危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、施設の耐震化に努める。
- 万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備促進を図る。

(2) 自主防災体制の確立

- 消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練の実施と自主防災体制の確立を図る。
- 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を進める。
- 消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄を図る。

(3) 保安確保の指導

- 危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施する。
- 事業所の管理者等に対し、防災上必要な助言又は指導を行う。

2 高压ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

(1) 高压ガス設備等の予防対策【高压ガス施設等管理者】

- 高压ガス設備施設管理者は次の対策を推進する。なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高压ガス保安協会等関係団体との密接に連携する。

①防災マニュアルの整備

- 耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定する。

②高压ガス設備等の耐震化の促進

- 法令により耐震基準が適用される高压ガス設備についての法令遵守の徹底を図る。
- 法令以外の設備についても、必要に応じ耐震化を推進する。

○一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化を促進する。

③事業者間の相互応援体制の整備

○地震時に被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制を整備する。

④地震対策用安全器具の普及

○液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

⑤LPガス集中監視システムの普及

○施設等の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策【火薬等製造者・取扱者】

①製造所への対策

○従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

○定期自主検査の完全実施を指導する。

②火薬庫への対策

○火薬類取扱保安責任者の講習会への参加と保安意識の高揚を図る。

○定期自主検査の完全実施を指導する。

③点検及び通報

○一定規模以上の地震が町内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県及び町へ通報する。

第3節 被害の軽減・防止

第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

【留意点】

- 陸上や空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築
- 地域特性と対策の対応
- 民間企業等との連携体
- 地震発生後の情報連絡手段の整備

- | |
|----------------------|
| 1 緊急輸送道路の指定・整備 |
| 2 ヘリポートの指定・整備 |
| 3 緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備 |
| 4 地域内輸送拠点の確保 |

1 緊急輸送道路の指定・整備【県・町】

(1) 緊急輸送道路の指定【県】

○茨城県が指定した緊急輸送道路は以下のようになっている。

区 分	路線名	起 点 側	終 点 側
第1次緊急輸送道路	国道125号	土浦市若松町 土浦笠間線(若松町交差点)から	古河市旭町 国道4号(三杉町交差点)まで
第2次緊急輸送道路	結城坂東線	結城郡八千代町菅谷 国道125号(菅谷十字路交差点)から	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線交差まで
	筑西三和線	結城市今宿 主要地方道結城坂東線交差から	古河市尾崎 国道125号交差まで
第3次緊急輸送道路	八千代町道2007号線	結城郡八千代町菅谷 国道125号交差(八千代町役場入口交差点)から	八千代町役場まで

(2) 緊急輸送道路の整備【県、町】

- 県は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。
- 被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。

(3) 緊急輸送道路における無電柱化【国、県、町】

- 緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- 国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。

2 ヘリポートの指定・整備【県・町・西南広域消防本部】

- 緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポート（資料編参照）を指定し、周知徹底を図る。

3 緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備【町】

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

- 啓開作業（道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等）に必要な資機材及び車両等の調達を関係団体へ協力要請する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備

- 町の保有車両等を把握する。
- 緊急通行車両等の調達のための協定を締結する。
- 町は、輸送協定を締結した民間事業者等に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

4 地域内輸送拠点の確保

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第2 消防力、救助・救急活動の強化

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる町民、自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

【留意点】

- 地震時の出火要因への対処
- 広域応援体制の確立
- 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化
- 県防災ヘリコプター等の有効活用を検討

- 1 出火予防
- 2 消防組織体制の充実・強化
- 3 消防車両・機械器具等資機材整備
- 4 消防団の育成・強化
- 5 消防水利の確保
- 6 消防関係機関相互の応援体制の強化
- 7 救助活動体制の強化
- 8 救急力の向上
- 9 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

1 出火予防【町、事業者等】

(1) 町民への普及啓発

- コンロ、ストーブ等からの出火の予防
 - ①地震の揺れを感じたら身の安全を確保するとともに、すばやく火を消すこと
 - ②対震自動消火装置の設置とその定期的な点検
 - ③火気周辺に可燃物をおかないこと
- 電気器具からの出火の予防
 - ①地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜くこと
 - ②避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと

(2) ガス事業者

- 地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を図る。

(3) 化学薬品からの出火の予防

- 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等の地震による容器の破損対策を促進する。

2 消防組織体制の充実・強化【町、西南広域消防本部】

- 「消防力の基準」に基づく消防組織の整備を図る。
- 生活様式の変化による災害の複雑多様化に対応できるよう消防施設の整備・充実による消防力の強化及び近代化を図る。

3 消防車両・機械器具等資機材整備【町、西南広域消防本部】

- 車両・機械器具を効率的に使用するため、大規模地震や風水害等、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の機能強化、更新を計画的に実施する。
- 人命救助に必要な救助用機械器具を整備する。
- 特殊災害に備えた化学消火剤等を備蓄する。
- 消防用施設、機械器具の点検を実施し、常に有効活用できる体制の整備を図る。
- 停電による通信機能不能に備えた発電機や消防団での無線通信の充実、署所における燃料の確保対策や自家発電設備の整備を図る。

4 消防団の育成・強化【町、消防団】

- 車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な訓練の充実、処遇の改善等により消防団員の資質の向上を図る。
- 青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。
- 西南広域消防本部との連携強化による組織の強化を図る。
- 参集基準の明確化など震災時活動マニュアル等の整備を図る。
- 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努める。

5 消防水利の確保【町、西南広域消防本部】

- 防火貯水槽の耐震化（飲料水兼用耐震化を含む）の推進と消火栓の増設を図る。
- 河川、ため池、プールの利用など消防水利の多様化と定期的な点検を行う。
- 消火栓使用不能時等の緊急時に備え、管内の水利状況の把握を行う。

6 消防関係機関相互の応援体制の強化【町、西南広域消防本部】

- 茨城県広域消防相互応援協定に基づく消防関係機関相互による協力体制の強化を図る。
- 情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について、明確化した相互応援対応計画を立案する。

7 救助活動体制の強化【西南広域消防本部】

- 要救助者を迅速に救出するため、救助隊の育成推進、教育訓練の充実強化を図る。
- 救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を図る。
- その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合に被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

8 救急力の向上【西南広域消防本部、医療機関等】

（1）救急活動体制の強化

- 迅速・的確な応急処置と医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するために、以下の事業を推進する。

【救急活動体制強化のための事業】

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤消防本部管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保)
- ⑥町民に対する応急手当の普及啓発

(2) ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

- 大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備に努める。
- 県との連携強化により県防災ヘリコプター等による救急搬送体制の確立に努める。

(3) 集団救急事故対策

- 集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練や関係機関との連携に努める。

9 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化【町、町民、自主防災組織】

(1) 初期消化力の向上

- 自主防災組織を中心とした消火資器材の整備（消火器、バケツ、可搬ポンプ等）を図る。
- 防火用水の確保や風呂水のためおきなど、地域ぐるみでの取組を推進する。
- 事業所における地域の自主防災組織等との連携と自らの初期消火力の向上を図る。

(2) 救出・応急手当能力の向上

①救出資機材の備蓄

- 自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ救出資機材の備蓄（ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなど）を進める。
- 地域内の建築業者等からの調達の推進と、町による地域の取組への支援を図る。

②救助訓練

- 自主防災組織を中心とする家屋の倒壊現場からの救助を想定した訓練を実施する。
- 町の指導助言による訓練上の安全の確保について、十分な配慮に努める。
- 町による町民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動

地震災害時の情報の混乱や医療機関自体の被災などにより、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがあり、医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より町及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

【留意点】

- 情報伝達体制の確立
- 災害医療専門家の養成

- | |
|---|
| 1 医療救護施設の確保
2 後方医療施設の整備
3 医薬品、医療用品等の備蓄
4 医療関係団体との協力体制の強化 |
|---|

1 医療救護施設の確保【町、医療機関】

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

- 医療救護の活動上重要な拠点となる八千代町保健センター等の医療救護施設について、計画的に耐震診断と耐震改修を実施する。
- 災害時に医療救護を担う施設について、法令等による耐震診断や耐震・免震等の改修に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保【医療機関】

①自家発電装置の整備

- 診療能力を維持するため、3日分程度の電力供給が可能な自家発電装置の整備に努める。

②災害用井戸等の整備

- ライフラインが寸断された場合の診療能力を維持するため、自家用井戸の確保に努める。
- 受水槽(貯水槽)の耐震性の強化、水の漏えい防止対策、容量の拡充等に努める。

2 後方医療施設の整備【県】

(1) 災害拠点病院の整備

- 茨城県は、災害拠点病院として、基幹災害医療センターを1か所、地域災害医療センターを17か所指定している。

【八千代町近隣の地域災害医療センター】

医療圏	医療機関名
筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター病院
古河・坂東	古河赤十字病院
	茨城西南医療センター病院
つくば	筑波メディカルセンター病院
	筑波大学附属病院
	筑波記念病院

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）指定医療機関

○茨城県は、大規模災害の急性期（おおむね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣する医療機関を指定している。

①八千代町近隣の指定医療機関

ア 茨城西南医療センター病院

イ 茨城県西部メディカルセンター

3 医薬品、医療用品等の備蓄【町、医療関係機関等】

○町は、役場庁舎、防災備蓄倉庫、小・中学校等に災害用医薬品セット等を配備、備蓄に努める。

○災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品、薬品等について、医師会と調整し、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。

○医薬品の調達のため、町と医師会、県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を推進する。

○輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。

4 医療関係団体との協力体制の強化【町、医療関連機関】

○災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、町と医療関係団体との協定を締結し、協力体制の強化に努める。

○医療関係団体においては、相互の役割分担等を明確にし、活動の手順を定めるものとする。

○医療関係団体は救護所の具体的な設置を想定した実働訓練を行うものとする。

○医師会や薬剤師会との連携を通じて、平時よりのスタッフ確保や担当窓口の明確化など、相互の連携強化を図る。

第4節 被災者支援

第1 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

発災後、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、指定避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

【留意点】

- 広域的な協力体制の整備
- ライフライン施設の被害に対応した備え

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定2 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知3 指定避難所の耐震性の確保4 避難路の確保5 指定避難所の備蓄及び設備の整備6 避難所の運営体制の整備 |
|---|

1 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【町】

- 安全性や利便性、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、指定避難所、指定緊急避難場所を指定する。
 - 平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
 - 町民への普及にあたっては、町民が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
 - 環境整備を進めるとともに、必要な食料及び備蓄品を整備する。
 - 指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。
 - 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。
 - 県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を検討する。
 - 要配慮者等が避難生活を支障なく送ることができるよう介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所としての指定に努める。
- ◎町が指定する指定避難所等・・・資料編「指定避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所一覧」のとおり

【指定避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所】

指定避難所	学校や公民館など災害時に自宅等での生活が困難な方を受入れ、保護する施設
福祉避難所	身体等の状況により、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所
指定緊急避難場所	学校の校庭、公園、広場など災害時に自宅等が危険な場合に、一時的に避難する場所

2 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知【町】

(1) 表示板等の設置

- 指定避難所及び指定緊急避難場所の位置を示す看板の設置に努める。
- 日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

(2) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

- 指定避難所及び指定緊急避難場所を示したガイドブック等を作成、配布し、町民への周知徹底を図る。

(3) 指定避難所及び指定緊急避難場所案内図の整備

- 適切な場所に指定避難所及び指定緊急避難場所を示した案内図の設置に努める。
- 外国人への配慮として外国語併記を推進する。

(4) 避難指示発令時の避難行動の周知

- 避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

3 指定避難所の耐震性の確保【町】

- 指定避難所の施設（12か所）で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強や改築に努める。
- 指定されている指定避難所が被災することも想定し、事前に代替施設を選定しておく。

4 避難路の確保【町】

- 指定避難所及び指定緊急避難場所までのルートを避難路として指定する。
- 避難路沿いの危険箇所対策を促進する。

5 指定避難所の備蓄及び設備の整備【町】

- 指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保を図る。
- 必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。
- 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

○主な備蓄品は次に示すとおりである。

【指定避難所の備蓄品】

- ・食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）
- ・生活必需品
- ・ラジオ、テレビ
- ・通信機材（衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線を含む。）
- ・放送設備
- ・照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- ・炊き出しに必要な機材及び燃料
- ・給水用機材、給水タンク
- ・救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- ・物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ・仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- ・マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- ・工具類

○指定避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレ、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮に努める。

6 避難所の運営体制の整備【町、東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

- 指定避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- この際、町民等への普及にあたっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。
- 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- 東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、指定避難所に指定された学校等に、災害用特設公衆電話（災害時用公衆電話）を整備するものとする。
- 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難

者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第2 食料・生活必需品の供給体制の整備

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を進める。

【留意点】

- 広域的な協力体制の整備
- 最大規模の被害を想定
- ライフライン施設の被害に対応
- 災害時のリスクを分散
- 被災地の実情を考慮した物資の調達

- 1 食料・生活必需品の供給体制の整備
- 2 応急給水・応急復旧体制の整備

1 食料・生活必需品の供給体制の整備【町、町民、事業所】

（1）町の体制整備【町】

- 最も大規模な被害をもたらす想定地震を踏まえて、当日を含む3日間の物資需要量を目標として、食料等の備蓄に努める。
 - 備蓄場所については、避難所に指定された施設とする。
 - 町内の生産者、農業協同組合、その他販売業者の協力を得るとともに、事業者と物資供給に関する契約及び協定の締結、更新等を実施する。
 - 企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。
 - 町において十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保できるよう、関係機関との連絡・協力体制の整備を推進する。
 - 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
 - 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。
 - 備蓄、調達品目の選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、食物アレルギー対策等を考慮する。
- ◎物資供給に関する事業者との協定・・・資料編「災害時における相互応援等に関する協定一覧表」

（2）町民、事業所等の備蓄【町民、事業所】

- 災害時にライフラインや流通が途絶えることを想定し、町民や事業所に対して食料を備蓄するよう周知を図る。
- 町民が備蓄する食料は、最低3日間、推奨1週間に相当する量を目安とするとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。
- 事業所では、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内にとどめ

ておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄する。

【参考】

■茨城県の公的備蓄品

① 備蓄品目

- ア 食料品等（パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等）
- イ 生活必需品等（毛布、ビニールシート、パーティションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液、簡易ベッド等）

なお、品目については、本町における備蓄状況、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、食物アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていく。

■茨城県の流通在庫備蓄品

① 調達品目

- ア 食料等（パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等）
- イ 生活必需品等
 - 寝具（毛布等、段ボール製ベッド、シート、間仕切り）
 - 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、授乳服、防犯ブザー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ）
 - 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）
 - 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
 - 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
 - 光熱材料（発電機と燃料、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
 - その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）
- ウ 一般用医療品

なお、品目については、本町における備蓄状況、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、食物アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていく。

2 応急給水・応急復旧体制の整備【町】

（１）行動指針の作成

○町は応急給水・応急復旧の行動指針として次のことを定める。

【行動指針に定めておくべき事項】

- | |
|---|
| <p>①災害時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること</p> <p>②県及び他の都道府県や国土交通省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること</p> <p>③外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制を定めること
⇒集結場所、駐車場所、居留場所
⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段</p> <p>④町民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること
⇒緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
⇒地震規模に応じた断水時期の目処
⇒町民に求める飲料水備蓄量及び水質保持の方法</p> <p>⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること
⇒指揮命令系統の整った支援班の編成
⇒自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行</p> |
|---|

（２）応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

○速やかな応急給水活動を行うため、応急給水資機材の備蓄・更新・調達に努める。

＜品目＞ ①給水タンク車 ②給水タンク ③浄水器 ④ポリ容器 ⑤ポリ袋等

（３）飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時協力井戸の整備

○避難所又はその周辺地域に、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時協力井戸の整備に努める。

（４）検査体制の整備

○井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため水質検査体制の整備に努める。

第3 罹災証明書の交付

- 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。
- 県と協力して、被災者生活再建支援システムを運用する。
- システム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修へ参加し、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図る。

第4 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するとともに、要配慮者の避難施設として機能するよう整備に努めていく。

また、町は、バリアフリーな避難路の整備、車いすでも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。

【留意点】

- 要配慮者の状況把握
- 夜間、休日等の対応
- 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制

- | |
|------------------------|
| 1 社会福祉施設等の安全体制の確保 |
| 2 避難行動要支援者の避難支援 |
| 3 避難行動要支援者の救護体制の確保 |
| 4 要配慮者の避難所等における支援体制の確保 |
| 5 外国人に対する防災体制の充実 |

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

1 社会福祉施設等の安全体制の確保【町、社会福祉施設管理者】

(1) 防災組織体制の整備【町】

- 町内の社会福祉施設管理者の防災組織体制、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導手順等を明確にする防災応急計画の作成を推進する。
- 施設入所者及び通所者（以下「施設入所者等」という。）の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）を把握する。その際、個人情報の取扱いに留意する。
- 町の社会福祉施設等への助言指導に努める。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

【社会福祉施設管理者】

- 非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備に努める。
- 他の社会福祉施設との相互応援協定の締結や近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等との協力体制の整備に努める。

【町】

- 福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協定の締結と協力体制の強化を図る。
- 施設相互間の応援協定の締結や施設と近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

【社会福祉施設管理者】

○社会福祉施設等の耐震診断や耐震補強工事の実施に努める。

【町】

○社会福祉施設等の耐震診断の実施や耐震補強工事を促進する。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

【社会福祉施設管理者】

○災害時のライフラインの停止や流通機能の混乱を想定し、防災資機材の配備や食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

【町】

○社会福祉施設等における備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

【社会福祉施設管理者】

○施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等の教育に努める。

○夜間又は休日における防災訓練について、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等と連携し、合同防災訓練の定期的な実施に努める。

【町】

○施設等管理者に対する防災知識及び意識の普及、啓発に努める。

○防災関係機関、近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者となる者

- 消防機関
- 警察
- 民生委員
- 社会福祉協議会
- 自主防災組織
- 行政区長
- その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ①75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ②介護保険要介護3～5を受けている者
- ③身体障害者手帳（1、2級）を受けている者
- ④療育手帳（㊤、A）を受けている者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（1、2級）を受けている者
- ⑥行政区が支援の必要を認めた者
- ⑦上記以外で町が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

【個人情報】

- 避難行動要支援者の氏名
- 避難行動要支援者の生年月日
- 避難行動要支援者の性別
- 避難行動要支援者の住所又は居所
- 避難行動要支援者の電話番号その他の連絡先
- 避難行動要支援者が避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

【入手方法】

- (2)の①～⑤は、町が対象者に通知をし、平常時における名簿提供の可否を確認する。
- (2)の⑥は行政区から申請、⑦は町のホームページ及び広報紙によりお知らせし、随時受付をする。
- 名簿の提供に同意した方については、民生委員が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。

(4) 名簿の更新に関する事項

- 転入した該当者、新たに該当した者を名簿に追加
- 平常時に名簿を提供するか確認
- 転出、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。
- 民生委員が、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

【町が求める措置】

- 名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。
- 名簿は、施錠できる場所で保管する。
- 必要のない複製は行わない。
- 避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。

【町が講じる措置】

- 個人情報漏えい防止のため、町は避難支援等関係者と名簿の取扱いに関する協定を締結する。
- 名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を行う。

(6) 要支援者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- 第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 「被害軽減対策」を準用する。

(7) 避難支援等関係者の安全の確保

- 避難行動要支援者に名簿提供の同意を得る段階で、町からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。
- 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。

3 避難行動要支援者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者の状況把握【町】

- 避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。
- 在宅サービス、民生委員活動、見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等に努める。
- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- 避難行動要支援者本人の同意を得ること又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取扱いに十分留意し、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

(2) 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備【町】

- 震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、FAXなど通信装置の給付を検討する。
- 障がい者団体との連携による情報伝達体制の確立に努める。
- 震災時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力し、避難に関する情報伝達マニュアルを策定し、情報伝達体制の整備を図る。
- 震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備【町】

- 民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）及び避難行動要支援者ごとの在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などと連携し、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。
- 避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力した個別避難計画の策定に努める。
- 関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施【町】

- 近隣住民(自主防災組織等)、在宅療養者ごとの支援チームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。
- 避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発に努める。

4 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

(1) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の研修

- DWA Tに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

(2) 助産師による支援活動

- 避難所等における、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を行うため、県へ、助産師の派遣を要請する。

5 外国人に対する防災体制の充実

(1) 外国人の所在の把握【町】

○本町は、農業研修等で来日している外国人が多く、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行えるよう、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施【町】

○平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(3) 防災知識の普及、啓発【町】

○日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布するほか、インターネット通信を活用し普及啓発を図る。

(4) 災害時マニュアルの携行促進【町】

○外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する多言語版災害時マニュアルの配布と携行を促進する。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備【町】

①外国人相談体制の充実

○外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人の相談への配慮に努める。

②外国人にやさしいまちづくりの促進

○避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものの設置に努める。

○案内板の表示とデザインの統一化について検討する。

③外国人への行政情報の提供

○生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用した外国語による情報提供を検討する。

④外国人と日本人とのネットワークの形成

○外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、町民との交流会の開催など様々な交流機会の提供により、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

⑤語学ボランティアの確保

○災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」の設置に努める。

第5 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、町民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

【留意点】

- 県、町、県石油業協同組合等の連絡体制の整備
- 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定
- 応急復旧等を実施する車両の指定
- 町民への普及啓発

- 1 燃料の調達、供給体制の整備
- 2 重要施設・災害応急対策車両等の指定
- 3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定
- 4 平時の心構え

1 燃料の調達、供給体制の整備【町】

- 県石油業協同組合下妻支部八千代部会と締結した協定を活かし、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図る。
- 災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定する。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

（1）重要施設の指定【町】

- 県が定める基準に基づき災害発生時においても、その機能を維持する必要がある重要施設をあらかじめ指定する。

（2）災害応急対策車両の指定【町、防災関係団体】

- 町及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両をあらかじめ指定する。
- 指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーもしくは表示板を作成する。

（3）重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務【町、防災関係団体】

- 重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備の備えと必要な燃料の備蓄に努める。
- 災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近くの給油に心がける。
- 重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。
- 指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には、速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定【町】

- 協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定する。
- 町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知に努める。

4 平常時の心構え【町、事業者】

【町】

- 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう促すとともに、災害発生時に備えた燃料管理などについて普及啓発に努める。

【事業者等】

- 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な町民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくなどの自助努力に努める。